

医療法人の開設する病院等の名称について

(平成3年2月26日)

(指第12号)

(香川県衛生部長あて厚生省健康政策局指導課長回答)

照会

昭和61年6月26日付け健政発第410号厚生省健康政策局長通教「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」の第一の3の(1)において、医療法人の定款例及び寄附行為例(別添4)が定められているが、医療法人の開設する病院等の名称について、次のとおり疑義がありますので、御教示願います。

記

- 1 定款例第1条及び第4条によると、医療法人の名称は「医療法人〇〇会」、その開設する病院の名称は「〇〇病院」となっているが、医療法人の名称を「医療法人(社団)〇〇会」とした場合、同法人が開設する病院の名称を「医療法人(社団)〇〇会〇〇病院」としても差し支えないか。
- 2 定款例第1条の備考欄のとおり、病院を1つだけ開設する場合で医療法人の名称を「医療法人(社団)〇〇病院」とした場合、同法人が開設する病院の名称を「医療法人(社団)〇〇病院」としても差し支えないか。
- 3 上記1及び2が差し支えないとすれば、定款例第4条の備考欄にその旨を記載していただきたい。

回答

平成3年2月12日付2医B第366号で照会のあった標記については、下記により取り扱われたい。

記

- 1 貴見のとおり。
- 2 貴見のとおり。
- 3 今後、モデル定款等改正の必要があれば、検討することとしたい。